

第1章 いつでもどこでも受けられる医療体制づくり

第1節 地域医療提供体制の充実

1 医療提供施設の整備

(1) 地域の中核的な病院の整備

○ 現 状 と 課 題 ○

◇ これまでの二次医療圏では、地域の中核的な病院などが入院医療や専門性の高い外来医療を担っています。

かかりつけ医等から必要に応じて紹介される患者に対して、必要な医療がこれまでの二次医療圏で提供できるよう、医療機関相互の機能連携など、地域の実情に応じた医療提供体制の確立が求められています。

◇ これまでの二次医療圏で、良質かつ適正な医療を提供するためには、自治体病院や厚生連病院などの公的な医療機関をはじめとして、地域の中核的な病院における必要な医療を担うための整備充実を図る必要があります。

◇ 一方で、医療の高度化や患者の受療意識の変化により、これまでの二次医療圏内で整備が困難な医療機能もあったため、今計画期間からの広域化された二次医療圏の枠組みの中で、将来の人口減少を見据えた広域的な連携が必要となっています。

表1 二次医療圏ごとの医療機関数

区 分	県北			県央			県南				
	大館・ 鹿角	北秋田	能代・ 山本	秋田 周辺	由利本荘 ・にかほ	大仙・ 仙北	横手	湯沢・ 雄勝			
病 院	17	9	2	6	33	26	7	15	8	4	3
診 療 所	168	67	32	69	588	344	76	229	105	80	44

出典：厚生労働省「医療施設調査」（令和4年）

○ 目 標 ・ 目 指 す べ き 方 向 ○

◆ 地域医療の中核となる公立病院や公的病院などの医療機関へ引き続き支援を行い、質の高い医療を身近で受けられるよう医療提供体制を整備します。

◆ 地域医療構想の実現に向けて、地域医療の中核となる病院の役割を明確化し、地域における病床機能の分化・連携を進めます。

○ 主 要 な 施 策 ○

- ◆ 医療提供体制施設整備事業等により、医療機関の施設整備を支援します。
- ◆ 公的医療機関等設備整備資金貸付事業等により、医療機関の設備整備を支援します。
- ◆ 地域医療構想調整会議における協議や地域医療介護総合確保基金の活用により、地域医療の中核となる病院の役割を明確化し、病床機能の分化・連携を進めます。

(2) 医療機能を考慮した医療提供施設の整備

① 三次医療圏の医療提供体制

○ 現 状 と 課 題 ○

- ◇ 二次医療圏で対応することが困難で特殊な医療※需要については、全県域を三次医療圏とした整備を図り、特殊な医療機器の整備や専門医療スタッフなどの充実が必要となっています。

【三次医療に対応した病院】

秋田大学医学部附属病院、秋田赤十字病院、秋田県立循環器・脳脊髄センター、秋田県立リハビリテーション・精神医療センター、秋田県立医療療育センター

※ 特殊な医療とは 「医療法施行規則第30条の28の5」

特殊な診断又は治療を必要とする医療であって、次のいずれかに該当するもの

- ①先進的な技術を必要とするもの
- ②特殊な医療機器の使用を必要とするもの
- ③発生頻度が低い疾病に関するもの
- ④救急医療であって特に専門性の高いもの

- ◇ 秋田大学医学部附属病院は、「特定機能病院」として、高度医療に関する研修や症例検討を行うなど、最新の高度医療技術の普及促進を図るため、他の医療機関との医療連携を推進する事業を行っています。

※ 特定機能病院とは

高度医療を提供する能力や高度医療技術の開発及び評価を行う能力を有しているなどの要件により、厚生労働大臣の承認を得た病院。県内では、秋田大学医学部附属病院が承認を受けている。

- ◇ 広大な県土を有する本県においては、救命救急センター、周産期医療施設、地域療育医療拠点施設など、広域的に整備する必要がある医療機能を、県北、県央、県南に整備しています。

※ 広域的に必要なとされる医療機能とは

医療機能	概 要
救命救急センター	脳卒中、心筋梗塞、全身外傷、中毒などの重症及び複数の診療科領域にわたる重篤救急患者の医療を確保するための高度な診療機能を有し、24時間診療体制を備える。
周産期医療施設	母体または児におけるリスクの高い妊娠に対する医療及び比較的高度な周産期医療を提供する。原則、新生児の一貫した管理を行う集中治療室を備える。
地域療育医療拠点施設	家庭や地域における障害のある子どもの生活を支援するため、専門のスタッフを配置し、障害のある子どもの療育に係る診察・訓練・歯科診療などを提供する。

表1 主な施設機能の状況（医療機関数）

区 分		県 北	県 央	県 南
特 定 機 能 病 院		—	1	—
救 命 救 急 セ ン タ ー		—	2	—
周 産 期 医 療 施 設		1	2	1
地 域 療 育 医 療 拠 点 施 設	診 察 ・ 訓 練	1	1	1
	歯 科 診 療	1	2	1

出典：県医務薬事課調べ

- ◇ 秋田大学においては、脳・循環器疾患、認知症などを抱える高齢者を地域で支える仕組みづくりを推進するため、高齢者医療先端研究センターが平成30年1月に設置されています。
- ◇ 秋田県立循環器・脳脊髄センターでは、新たに「脳心血管疾患病診療棟」を整備しました。

○ 目標・目指すべき方向 ○

- ◆ 県民が高度で専門的な医療が受けられるように、県内唯一の特定機能病院である秋田大学医学部附属病院と他の医療機関との連携の強化を図ります。
- ◆ 広大な県土を有する本県の三次医療機能に係る地域間格差の是正に向けた取組を進めます。
- ◆ 秋田大学等と連携し、高齢者に特有の疾患に関する研究を推進するなど、高齢化が進む本県のニーズに対応した医療提供体制の整備を図ります。

○ 主要な施策 ○

- ◆ 医療提供体制推進事業の実施により、広域的に必要なとされる三次医療機能の整備を促進します。
- ◆ 秋田大学における高齢者医療先端研究センターの運営を支援し、高齢者に特有の疾患等の予防・治療や医療機器開発の研究を推進します。
- ◆ 秋田県立循環器・脳脊髄センターでは、脳・循環器疾患の包括的な医療提供体制の構築に向けた取組を行います。

② 地域医療支援病院の整備

○ 現 状 と 課 題 ○

- ◇ 医療機関相互の機能連携と機能分担が進められるよう、診療所等から紹介される患者に対する医療提供、医療機器の共同利用などを通じて、かかりつけ医を支援する「地域医療支援病院※」として、県内では、2病院が設置されています。

表2 秋田県の地域医療支援病院

二次医療圏（旧圏域）	病院名
県北（能代・山本）	能代山本医師会病院
県央（秋田周辺）	秋田赤十字病院

※地域医療支援病院とは、

次の要件に該当し、都道府県知事の承認を得た病院

【承認の主な要件】

- ①紹介患者に対する医療提供：「紹介率が80%以上」又は「紹介率が65%以上かつ逆紹介率が40%以上」又は「紹介率が50%以上かつ逆紹介率が70%以上」
- ②共同利用の実施：病院の施設・設備が地域の医師・歯科医師の利用のために開放されていること、共同利用のための専用病床が確保されていること。
- ③救急医療の提供：24時間体制で入院治療を必要とする重症救急患者の受入れに対応。救急自動車による搬送患者数が、救急医療圏域人口当たりの一定の数を満たす、又は1,000以上を満たすこと。
- ④地域の医療従事者に対する研修の実施：必要な図書等を整備し、医学・医療に関する講習会等を定期的に行う体制が整備されており、年間12回以上の研修を主催。
- ⑤病床規模：原則200床以上

- ◇ 地域医療支援病院について、全ての二次医療圏での整備は進んでいませんが、地域医療支援病院以外の病院においても、医療機器の共同利用や共同診療病床（開放型病床）のほか、地域連携窓口の設置、地域の医療従事者への研修の実施が行われており、今後も機能連携の推進を図る必要があります。

○ 目 標 ・ 目 指 す べ き 方 向 ○

- ◆ 医療機関相互の機能連携を推進するため、共同利用に係る施設・設備などの整備を促進します。

○ 主 要 な 施 策 ○

- ◆ 医療提供体制推進事業等の実施を通じて、医療機関の施設・設備整備を支援します。

2 医療に関する情報化

○ 現 状 と 課 題 ○

- ◇ 質の高い医療提供体制と地域包括ケアシステムの構築のためには、医療・介護サービス利用者も含めた関係者間で適時適切な情報共有が不可欠であり、情報通信技術（ＩＣＴ）の活用は情報共有に有効な手段とされています。
- ◇ 本県は広大な面積に医師不足や診療科の偏在があり、このような地域間の医療格差がある中、医療の均てん化と医療機関の役割分担を図るためには、ＩＣＴを活用した地域医療ネットワークを構築していくほか、遠隔画像診断などの体制整備を進めていく必要があります。
- ◇ 本県では、地域医療情報ネットワークとして、県と県医師会が共同で構築した「秋田県医療連携ネットワークシステム（あきたハートフルネット）」が平成 26 年度から県医師会を主体に運用されています。令和 5 年 11 月現在、70 医療機関が加入していますが、加入機関の更なる増加を図る必要があります。
- ◇ また、県医師会等と連携しながら、在宅医療に携わる多職種間の情報共有の促進に向け、平成 27 年度より「在宅医療・介護ＩＣＴ連携システム（ナラティブブック秋田）」の普及を進めているほか、令和 3 年度からは、医療的資源の乏しい地域においても持続可能なオンライン診療のモデル構築を目指し、3か年の予定で実証事業を行っています。

○ 目 標 ・ 目 指 す べ き 方 向 ○

- ◆ 患者の負担軽減と医療の効率化に向けたＩＣＴの活用による地域医療ネットワークの拡大
- ◆ 地域包括ケアシステムの構築に向けた情報システムの活用による多職種連携の推進
- ◆ 県内の医療サービスの均てん化に向けたＩＣＴを活用した遠隔画像診断等による診療支援体制の整備

○ 主 要 な 施 策 ○

- ◆ 患者の診療情報の共有や医療機関同士の連携を促進するため、「秋田県医療連携ネットワークシステム（あきたハートフルネット）」への参画を進めます。
- ◆ 「在宅医療・介護ICT連携システム（ナラティブブック秋田）」の普及を支援し、オンライン診療を推進するほか、在宅医療に携わる多職種との連携を促進します。
- ◆ 急性期脳卒中診療における機能分化・連携のための遠隔画像連携システムなど、遠隔画像診断による診療支援体制の整備を進めます。

3 医療安全対策

○ 現 状 と 課 題 ○

- ◇ 医療機関は、医療の安全を確保するための措置を講じなければならないことが医療法に規定されており、指針の策定や従業者に対する研修の実施等、医療安全の確保に取り組んでいます。
- ◇ 県内の64病院全てが医療安全管理委員会を設置し、医療安全確保のための業務改善等を継続的に行っており、診療所においても主に医師又は歯科医師が医療に係る安全管理を行う者としての役割を担い、医療安全の管理体制の充実に努めています。
- ◇ 医療安全に関わる事項のうち、院内感染対策及び医薬品・医療機器の安全使用については、研修の実施の他、感染症の発生状況を報告する体制の整備、病院及び有床診療所における院内感染対策委員会の開催、医薬品の安全使用のための業務手順書の作成、医療機器の保守点検に関する計画の策定及び保守点検の適切な実施等、安全性の確保を目的とした具体的な対策が求められています。
- ◇ 県は、医療に対する県民の信頼を確保することを目的に医療安全支援センターを設置し、患者又はその家族からの医療に関する相談・苦情への対応、医療提供施設に対する助言、情報提供及び研修等を実施することにより、患者等と医療提供施設との信頼関係の構築を支援しています。

○ 目標・目指すべき方向 ○

- ◆ 医療機関において、医療の安全を確保するための対策が確実に実施されるよう、医療安全管理体制の整備を推進します。
- ◆ 医療安全支援センターの機能を充実させ、県民及び医療提供施設への助言又は情報提供を適切に行うことにより、関係者間の信頼関係を構築します。

○ 主要な施策 ○

- ◆ 病院における院内感染対策、医薬品の安全管理、高度な医療機器の保守点検の実施状況の他、CT又はMRIを有する診療所の当該機器の保守点検を含む医療安全の取組状況等、医療安全の管理状況を定期的に把握し、必要に応じ助言又は指導等を行います。
- ◆ 医療安全支援センターの目的や活動内容等を周知し、関係機関との連携・協力により相談対応体制を充実させるとともに、相談員の資質の向上に努め、センターの機能強化を図ります。